

農林水産商工常任委員会資料

(平成24年12月14日)

項目	ページ
1 年末の相談窓口の開設について 【雇用人材総室(労働政策室)、経済通商総室(経営支援室)] ……	1
2 第59回鳥取県勤労者美術展の開催について 【雇用人材総室(労働政策室)] ……	2
3 株式会社アイ・オー・プロセスの倉吉市進出に係る調印式の実施について 【産業振興総室(企業立地推進室)] ……	3
4 鳥取県地域活性化総合特区の状況について 【産業振興総室(次世代環境産業室)] ……	4

商工労働部

年末の相談窓口の開設について

平成24年12月14日
 福祉保健課
 くらしの安心局住宅政策課
 雇用人材総室労働政策室
 経済通商総室経営支援室

県内産業の厳しい雇用情勢等を踏まえ、三洋CEBUや日立金属を離職された方、求職中の方、生活に困窮している方、資金繰りで悩んでいる中小企業の方などを対象に、行政機関等が業務を停止している年末に、次のとおり相談窓口を開設します。

- 1 期 日
 平成24年12月29日(土)・30日(日)
- 2 場所及び相談内容

場 所	相談内容
県庁 中部総合事務所 西部総合事務所	○求職中の方 職業に関する相談
	○生活に困窮している方 生活福祉資金貸付等の相談、生活保護の相談
	○お住まいにお困りの方 公営住宅の入居相談・情報提供
	○資金繰りでお悩みの中小企業の方 中小企業向け制度融資の案内
中小企業労働相談所 (みなくる鳥取)	○仕事に関わる悩み事がある労働者・事業主の方 賃金・労働時間、解雇・退職、労働保険などの相談
各商工会議所 鳥取県商工会連合会 鳥取県中小企業団体中央会 [※]	○資金繰りや経営でお悩みの中小企業の方 中小企業向け金融相談、経営相談

※鳥取県中小企業団体中央会は29日のみ開設

【参考】昨年度までの実施状況(相談件数)

	H20	H21	H22	H23(相談者数29人)						計
				職業	生活福祉 資金等	生活 保護	住宅	制度 融資	その他	
県庁	12	26	18	6	3	6	2	2	3	22
中部総合事務所	4	2	1	4	3	1	1	0	1	10
西部総合事務所	5	24	7	1	2	2	2	2	1	10
計	21	52	26	11	8	9	5	4	5	42

第 59 回鳥取県勤労者美術展の開催について

平成 24 年 12 月 14 日
雇 用 人 材 総 室
労 働 政 策 室

勤労者の皆さまに日ごろの美術創作の成果を発表する場を提供し、生きがいとゆとりのある生活を実現する一助となることを目的として、下記のとおり「鳥取県勤労者美術展」が開催されます。

記

1 開催期間等

期 間：平成 24 年 12 月 19 日（水）～12 月 24 日（月）
午前 9 時～午後 5 時
ただし、12 月 24 日（月）は午後 3 時まで
表彰式：12 月 24 日（月）午前 11 時～正午

2 会 場

とりぎん文化会館 展示室（鳥取市尚徳町 101-5）



第 58 回勤労者美術展会場内の様子（H23.12.11）

3 作 品

部 門：写真、洋画、日本画、書道（原則としてすべての応募作品を展示）
出品者：県内在住または県内事業所に勤務する勤労者（自営業・農業等含む）及び退職者・家族
出品数：計 200 点（部門別内訳は以下のとおり）

部門	写真	洋画	日本画	書道	計
出品数	87 点	42 点	27 点	44 点	200 点

4 主催者等

主 催：財団法人鳥取県労働者福祉協議会
共 催：鳥取県
後 援：日本労働組合総連合会鳥取県連合会（連合鳥取）、鳥取市外 11 団体

5 入場料

無 料

6 近年の開催状況

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
開催場所	倉吉市	米子市	鳥取市	倉吉市	境港市
出品数	114 点	129 点	150 点	179 点	215 点
来場者数	348 人	541 人	1,113 人	535 人	683 人

株式会社アイ・オー・プロセスの倉吉市進出に係る調印式の実施について

平成24年12月14日
関 西 本 部
産 業 振 興 総 室
企 業 立 地 推 進 室

株式会社アイ・オー・プロセス（本社：大阪市）が、業務拡大に伴い、倉吉市内に事業所を新設することとなり、これを支援する鳥取県及び倉吉市との間で協定書の調印式を下記日程で行います。

1 企業概要

- (1) 名 称 株式会社アイ・オー・プロセス
- (2) 住 所 大阪市中央区南本町2丁目3番8号 KDX南本町ビル12階
- (3) 代 表 者 代表取締役 北村 隆
- (4) 資 本 金 33,500千円
- (5) 従業員数 85名（大阪・名古屋・松江）
- (6) 事業内容 情報処理（データ入力・コンピューターの運営管理オペレータ・システムの開発）

2 立地計画概要

倉吉市内の空きオフィスを活用し、営業所を開設する。

- (1) 開設場所 倉吉市昭和町2丁目263番地
- (2) 事業内容 情報処理
(税金関連、届出書、医療関連、アンケート、各種調査資料等のデータ入力)
- (3) 雇用計画 20名程度（正規雇用）
- (4) 稼働開始 平成25年4月1日（予定）

3 調印式

- (1) 日 時 平成24年12月19日（水） 午後1時から午後1時45分まで
- (2) 場 所 鳥取県知事公邸 第一応接室
- (3) 出席者 株式会社アイ・オー・プロセス 代表取締役 北村 隆
鳥 取 県 知 事 平井 伸治
倉 吉 市 市 長 石田 耕太郎

鳥取県地域活性化総合特区の状況について

平成24年12月14日
産業振興総室
次世代環境産業室

鳥取県は、西部圏域の地域資源を活用し地域の活性化を図るため、国の総合特区制度を活用し、「鳥取発次世代社会モデル創造特区」（平成24年7月25日指定）を展開しているところです。

本特区構想を進める中で、国と地方の協議の場において本県が要望している規制緩和提案の協議を重ねてきましたが、その状況が公表されましたので、現時点の特区構想の検討状況を報告します。

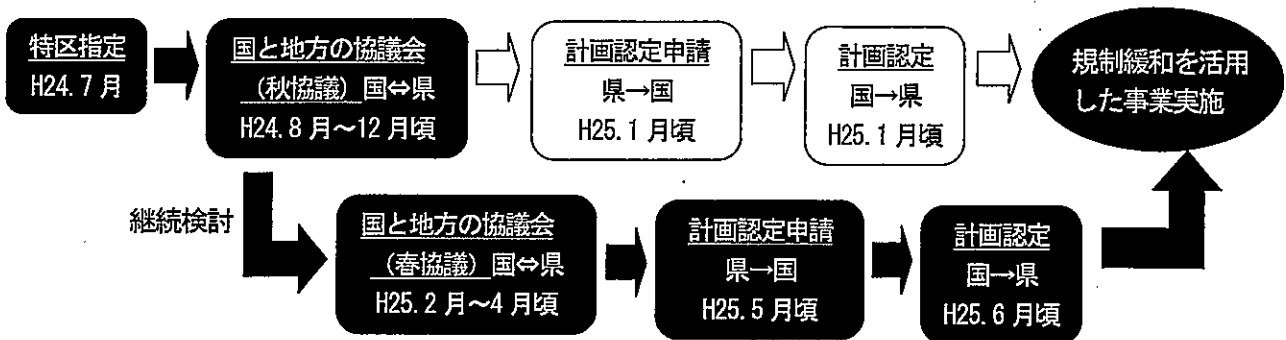
(各事業の状況)

事業名及び規制緩和提案	現 状	今後の予定
商店街の利便性を高める e-モビリティ交通サービス ワンウェイ型（乗り捨て）のレンタカー型カーシェアリング実施基準（許可条件）の設定（道路運送法）	<ul style="list-style-type: none"> 国と地方の協議会で協議していた規制緩和提案は、国土交通省よりワンウェイ型カーシェアリングについて現行法令で対応可能との見解が示された。 米子市内で実施していたカーシェアリング実証事業（H23.11～）は11月末で終了。 	<ul style="list-style-type: none"> カーシェアリングの具体的な実施方法や基準（車両の利用状況の把握、スポット等の設置基準等）を検討するとともに、その他法令（車庫法等）の適用に係る調整・検討も必要となるため、関係機関と協議を行う。 1年間実施したカーシェアリング事業の効果検証を行い、関係者と今後の展開を検討する。 超小型モビリティの試行導入やカーシェアリングの推進について、25年度当初予算編成の過程で検討する。
再生可能エネルギーによる 災害時集落無停電サービス 電力供給の下限値の要件緩和（電気事業法）等	<ul style="list-style-type: none"> 国と地方の協議会で協議していた規制緩和提案は、経済産業省より、システム構築に向けて調整が必要な事項が示された。 →事業主体・内容の具体化、停電時の電力供給状況の中国電力への確認等 地域の電力消費量や消費パターンを把握するための消費電力測定調査を開始。（24年9月補正予算分） 	<ul style="list-style-type: none"> 来春の規制緩和協議に向け、一般電気事業者の送配電網の利用に係る中国電力との協議、提示された調整事項の検討を行う。 消費電力測定調査を継続して行う。（～H25.12月）
健康情報を高度利用する 健康づくりサービス 統計調査の調査票情報の提供の要件緩和（統計法）	<ul style="list-style-type: none"> 昨年度に引き続き、西伯病院においてAICS（アミンゲックスがんリスクスクリーニング）を実施。これまで約1,000の方が受診。 AICSデータを南部町のサーバと事業者が共同設置したサーバ（とっとりパイオフロンティア内）に蓄積。 	<ul style="list-style-type: none"> AICSを引き続き実施し、受診者データの蓄積を継続する。（目標：10,000人） 蓄積データを分析し、健康づくりサービス開発に向けた具体策を検討する。 健康づくりサービスに必要な統計調査の調査票情報の内容が固まり次第、来春の規制緩和協議に提案する。

(今後の進め方)

- 秋の規制緩和協議（詳細は別紙）において、継続検討とされた提案、今回協議に挙げなかった提案については、それぞれの課題を整理し、次回の春協議以降において国と協議する。
- 春協議の結果を踏まえて、特区計画の認定申請を行う。
- 各モデル事業については、規制緩和に係る国と地方の協議と並行して、本県地域活性化総合特区推進協議会において継続して新たな規制緩和提案や、必要となる予算要求を検討するなど、事業の実現に向けた取組みを展開する。
- さらに、本県総合特区計画をより効果的に展開するため、他自治体の総合特区計画との連携を検討する。

(今後のスケジュール)



※計画認定は、原則5月、9月、1月認定申請受付、6月、11月、3月認定が基本

(参考：鳥取発次世代社会モデル創造特区の概要)

区 域：西部9市町村

目 標：地域の強みと住民ニーズを独自のビジネスモデル構築手法により結びつけ、新事業の創出と住民の暮らしの豊かさ意識の向上を図る鳥取発次世代社会モデルを創造し、この好循環により地域活性化を図る

事 業：とっとりスマートライフ・プロジェクト (分野 まちづくり関係)

- ① 商店街の利便性を高めるe-モビリティ交通サービス (米子市中心市街地)
- ② 再生可能エネルギーによる災害時集落無停電サービス (江府町下蚊屋地区等)
- ③ 健康情報を高度利用する健康づくりサービス (南部町)

留保条件：計画認定申請に当たり、3事業の相互関係を明確化させ、「まちづくり」の目標に向けて有機的な関連を説明付けること。

別紙 国と地方の協議における規制緩和提案に対する各省庁と内閣府の見解

ワンウェイ型カーシェアリング実施基準の明確化	提案内容	各省庁の見解	内閣府の見解
	ワンウェイ（乗り捨て）型のレンタカー型カーシェアリングを実施するため次のことを提案する。①通達等で定められているレンタカー型カーシェアリングにワンウェイ方式を含めること。②乗り捨てスポットの設置や必要となる通信インフラ等の設置など許可要件の基準を明確化すること。	<p>現行法令で対応可能 提案のワンウェイ型カーシェアリングの実施にあたっては、現行規定の運用、解釈で対応が可能。なお、提案者側との協議の結果、提案者側において、引き続き他法令の適用に係る調整、検討を行うこととなっている。</p>	<p>自治体の取組は実現可能となつたため協議終了。但し、自治体は平成26年度中の事業開始を検討していることから、今後、自治体がワンウェイ型カーシェアリングを実施するに当たり自治体から相談があった場合、国土交通省は必要に応じて助言を行うこと。</p>
電力供給の下限値の要件緩和	災害時に小水力発電設備から特定の区域に電力を供給する際、電力消費量を上回る電力を供給すると、供給先の電圧が法定電圧（101±6V）の上限（107V）を上回り、電気製品等に損害を与える危険性がある。そのため、消費量を下回る電力量で供給し、徐々に出力を上昇させて区域内の電力消費量に供給量を合わせる必要がある。その際に、システムを稼働して電力の供給量が使用量と等しくなるまでの過渡的期間が、法定電圧の下限値（95V）を下回る可能性があるため、その期間には要件緩和を行うこと。	<p>指定自治体が検討 ○御提案は、災害時に、自治体の小水力発電を使用し、電力会社の送配電網を活用して、発電所周辺地域に電力供給を行う際に、電圧及び周波数維持義務を緩和して欲しいという要望と認識。 ○電圧及び周波数維持義務は、一般電気事業者及び特定電気事業者に課されているものであるが、①当該サービスの事業主体、事業内容、②対象区域の現在の電力設備系統図や発電設備等の基礎的な情報が提示されていないことから、そもそも規制対象であるかを判断する上でもこれらの情報が最低限必要。 ○加えて、停電が発生しやすい系統の反対側（岡山側）からも系統が接続していることから、当該方面から電力が供給できることが確認できれば、そもそも諸問題は解決する可能性もある。このため、この点について中国電力に確認することが必要ではないか。 ○なお、停電からの復旧移行時に「電圧の低い」電気を供給するという構想については、制度以前の問題として、技術的に需要側の設備が使用可能なか、また、需要家側の了解が得られるのかという問題点もあるものと思料。</p>	<p>取組の実現に向けて、自治体は経済産業省の指摘を踏まえ、システム構築に向けて検討を行うことが必要。一旦協議は終了するが、検討した上で春以降に経済産業省と改めて協議を行うこと。</p>
小水力発電におけるダム水路主任技術者選任の要件緩和	地域における水力を有効利用し小水力発電の推進を図るため、ダム水路主任技術者の外部委託を可能とするよう要件緩和を行うこと。（春協議において現行制度で対応可能のとされているため協議なし、確認のみ）	<p>現行法令で対応可能 平成24年3月30日付け「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」改正により、自家用電気工作物については、出力に関係なく、ダム水路主任技術者を派遣労働者又は委任契約を結んだ者から選任することが可能となっており、自治体の要望については、既に措置済。</p>	<p>自治体の取組は実現可能であることが確認されたため、協議終了。</p>